

○財務省告示第十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六
十三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

五

募方

イ

入札発競争

別参加者第Ⅱ非価格競争入札

ロ

国債市場参加場

各債市場特別参加者ごとの応募限度額を範囲内に置いて各申

六

イ

入札発競争

額面金額

ロ

国債市場参加場

四十七億九千九百九十九万九千九百九十九円

争非者特

でた条特百国項千額発四う額

十 十					九 八					七					ハ																																																																																																																																																																																																																																																				
イ 一					振 額 最					口 一					ハ																																																																																																																																																																																																																																																				
発 行 行 日					替 単 位					払 込 金 額					行 争 非 者 特 国 行																																																																																																																																																																																																																																																				
札 格 競 争 格					低 額 面 金					札 格 競 争 格					札 格 競 争 格																																																																																																																																																																																																																																																				
市場 発行					札 格 競 争 格					札 格 競 争 格					札 格 競 争 格																																																																																																																																																																																																																																																				
額	銭	額	平	す	額	の	振	五	円	千	万	千	八	で	た	条	特	額	以	面	成	る	の	記	替	万	円	九	千	千	利	第	別	面	上	金	二	〃	の	載	法	円	三	円	九	千	三	付	一	会	金	の	額	十	数	又	は	の	円	百	百	三	百	百	三	国	項	計	額	そ	百	九	倍	は	規	規	円	十	十	十	十	十	に	の	規	関	百	れ	円	年	の	記	定	定	円	八	八	八	八	十	十	に	定	す	円	ぞ	に	十	金	録	に	に	円	億	億	億	億	億	十	十	基	る	に	れ	つ	二	額	は	よ	よ	六	六	千	千	千	千	二	二	づ	る	つ	の	き	月	に	最	振	振	千	八	五	五	五	五	億	億	、	法	き	応	百	二	よ	低	替	替	八	百	百	百	百	九	九	、	律	百	募	円	十	る	額	口	口	百	十	十	十	十	十	十	、	第	円	価	四	二	も	面	座	座	十	六	六	六	六	六	六	額	四	四	格	十	日	の	金	簿	簿	十	万	万	万	万	万	万	面	十	十	五	五		と	金			万	万	万	万	万	万	金	七	八														額	額	七

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 期
日加支額限 子以

初利入価・別債行争非者特
期札格第参市及入価・別
利発競II加場び札格第参
子率行争非者特国発競I加

平成二十九年十二月二十日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成四十九年十二月二十日
平利子をその日以前六箇月に属す
い、その日以前六箇月に属す
日を、その日以前六箇月に属す
毎六月二十日及び十二月二十日
以後の各支払期にお

額面金額 $\times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$
す、及び第十五号において規定
次の期日について同じ。
その翌営業日に支払うときは、
が銀行休業日に当たるときは、
金額を支払う。ただし、
と、次の算式により算出した
平成三十年六月二十日を
年〇・六パーセント
を

銭